商法改正に伴う上場制度等の見直しについて

平成13年8月31日 証券会員制法人 名古屋証券取引所

1. 趣 旨

名古屋証券取引所では、安定的で活力ある株式市場の確立に向けて幅広い投資者層が参入できる環境を整えることが重要であるとの観点から、これまで上場会社に対して投資単位の引下げに関する協力を要請してきた。近年、多くの上場会社が株式分割や単位のくくり直しによる投資単位の引下げを実施している状況にあるものの、投資者に対するアンケート調査に見られるように、株式市場全体を見た場合、依然として投資単位の引下げが十分に実現しているとはいえない状況にある。

こうした中、本年4月に公表された政府の「緊急経済対策」において、「個人投資家による株式保有を促進し、証券市場の活性化を図る」観点から、「個人投資家が少額でも株式投資ができるよう現行の株式の大きさ(投資単位)に関する規制を撤廃し、自由に設定できるようにする」とされ、その後、6月29日には、株式分割に係る純資産額規制の撤廃や1単元の株式数の引下げを取締役会決議で可能とすることを内容とする改正商法が公布され、法制度面での環境整備が行われた。さらに、6月の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(6月26日閣議決定)では、個人投資家の市場参加の重要性が掲げられ、8月8日に公表された「証券市場の構造改革プログラム」(金融庁)では、市場インフラの整備の一環として「株式の投資単位の引下げの具体化」が掲げられているところである。

名証では、投資単位の引下げにより個人投資者層の参加を促すことが、これまで以上に証券市場にとって重要な課題となっていること、改正商法によって、発行会社がより自由にかつ機動的に投資単位の引下げを行うことが可能となったことを踏まえ、今回、投資単位の引下げに係る施策を一段と推進することとする。具体的には、望ましい投資単位の水準を設定し、上場会社はこの水準への引下げに努めるよう上場規程に明示する他、決算短信等において今後の引下げ方針等の開示を求めるとともに、必要と認める場合には上場会社に投資単位の引下げを勧告できることとするなど、投資単位の引下げを促進するための新たな制度を設けることとする。

併せて、投資単位の引下げを行った上場会社が制度上不利な取扱いとならないよう、引下げに伴う所要株主数の増加を回避するため、投資単位に応じた株主数基準を設けるとともに、年賦課金の負担増を回避するため、当分の間、その額を据え置くこととするなど、従来の株式分割等に係る緩和措置に代わる対応を図る。

さらに、今般の商法改正により、いわゆる金庫株が解禁され、自己株式を会社が継続的に保有することが可能となったことに伴い、上場基準 上の取扱いを整備するなど、所要の改正を行うこととする。

2.改正の骨子

_2 . 改止の骨子		
項 目	内 容	備考
1.投資単位引下げのための 対応		
(1) 投資単位の設定に係る 努力規定の新設	・ 上場会社は、投資単位が50万円未満となるよう株式 分割又は1単元の株式の数のくくり直しによる投資単位の引下げに努めるものとする。 なお、新規上場申請者は、上場申請に際して、当該 努力規定を遵守する旨を確約した書面の提出を要する ものとする。	・ 努力目標となる投資単位の水準は、証券投資に 関するアンケート調査、投資単位別の個人投資者 の持株比率等を参照して設定した。
(2) 投資単位の引下げ方針 に係る開示	・ 投資単位が50万円以上の上場会社は、その引下げに ついての考え方及び今後の対応方針等について、決算 内容の公表時に併せて開示するものとする。	・ 最近1年間の平均投資単位と最近時の投資単位のいずれにおいても50万円以上であるかどうか等により判定する。
(3) 投資単位の引下げに係る勧告	・ 投資単位が50万円以上の上場会社について、必要と 認めるときは、その引下げを行うよう勧告することが できる。	· ·
(4) 単元未満の株数を売買 単位とする売買制度	・ 名証は、投資単位が50万円以上である銘柄等について、一定期間内に1単元の株式の数のくくり直しを実施する方針を表明している場合であって、定款に単元未満株式に係る株券を発行しない旨の定めがないときは、当該くくり直し実施までの間、1単元の株式の数に満たない株数(単元未満の株数)を売買単位とすることができる。	満株について売買を可能とする。
2 . 投資単位に応じた株主数 基準の設定	・ 投資単位が50万円未満である銘柄の所要株主数は、 現行基準の半数(現行基準における最低所要株主数を 下限とする。)とする。ただし、投資単位が10万円未 満である銘柄の所要株主数は、上場株式数の多寡にか かわらず現行基準の最低所要株主数とする。	

項目	内 容	備考
3 . 年賦課金等の見直し		
(1) 既上場会社に係る年賦	・ 既上場会社の年賦課金は、当分の間、この改正の施	・ 投資単位の引下げに伴う年賦課金の負担増を回
課金	行日の前日現在における上場株式数を基準として従前	
	の方法により計算される金額とする。	・ 追加上場手数料については、従前どおり、払込 金額の万分の5.2に相当する額を徴収する。
(2) 新規上場会社に係る上	 新規上場会社の定率部分に係る上場手数料は、当分	200 200 200 200 200 200 200 200 200 200
(2) 利税工場会社に係る工場手数料等	別ペエ场会社の定率部分に係る工场子数件は、ヨカ の間、投資単位が50万円であるとみなして上場株式数	
- 33 3 XX1 1 1 3	を調整した計算上の上場株式数(投資単位調整後上場	_,, - `
	株式数)により計算する。ただし、2,000万円を上限と する。	= 上場株式数 × <u>実際の投資単位</u> 50万円
	新規上場会社の上場後の年賦課金は、当分の間、上	・ 大幅な株式分割等を実施した会社に対する上場
	場時の投資単位調整後上場株式数を基準として計算される金額とする。	手数料等に係る優遇・緩和措置は廃止する。
4.金庫株の解禁に伴う上場		
制度の見直し		
(1) 上場株式数基準におけ る取扱い	・ 会社が保有する自己株式の数は、上場株式数に含めないものとする。	・ 自己株式が売却される場合には、上場株式数に 含めるものとする。
(2) 少数特定者持株数比率	・ 会社が保有する自己株式の数は、少数特定者持株数	・ 少数特定者持株数比率の算定の際に分母として
基準における取扱い	に含めるものとする。	用いる上場株式数についても、会社が保有する自 己株式の数を含めるものとする。
(3) 自己株式の処分等に係	・ 「自己の株式の処分」に係る決定等を適時開示すべ	・ 商法改正にあわせて証券取引法が改正され、イ
る適時開示事項の追加	き事項として追加するものとする。	ンサイダー取引規制上の重要事実となる。
5 . その他	・ その他の所要の改正を行うものとする。	
6.実施時期(予定)	・ 改正商法の施行にあわせて実施するものとする。	・ 所要の経過措置を設ける。

以 上